



監事監査報告書

平成28年5月16日

社会福祉法人 同胞互助会
理事長 蓮村 幸兌 殿

監事 福山和子 

監事 宮直子 

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人同胞互助会定款第24条に基づき、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の事業に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人同胞互助会の財産の状況について監査いたしました。

その結果につき本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各拠点区分において業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書並びに財産目録の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

以上